

○食料安定供給特別会計

I 特別会計の設置等に関する情報

○ 食料安定供給特別会計の目的

食料安定供給特別会計は、平成19年産から導入された水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策から名称変更）を軸とした食料安定供給施策を一体的に推進するため、①米・麦の買入れ、売渡し等の経理を行う食糧管理特別会計と、②農地の担い手への利用集積等に必要な資金の貸付け等の経理を行う農業経営基盤強化措置特別会計を平成19年度に統合し、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業に係る経理を行うために設置されました。

○ 食料安定供給特別会計が経理している事務及び事業の内容

食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化事業、農業経営安定事業及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業を行います。

食料安定供給特別会計は、農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定及び食糧管理勘定（米管理勘定及び麦管理勘定）の各事業勘定と各事業勘定に共通する事務人件費を経理する業務勘定、資金操作と食糧管理勘定及び業務勘定の損益を整理する機能を有する調整勘定に分けて経理を行います。

1 農業経営基盤強化事業

①自作農の創設のため政府が行う農地等の買収、売渡し等、②農地保有合理化事業その他の農地の利用集積を促進する事業への支援、③都道府県が行う農業改良資金の貸付けに必要な資金の無利子貸付け、④都道府県が行う就農支援資金の貸付けに必要な資金の無利子貸付けの事業を行います。

2 農業経営安定事業

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律に基づく、①我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するための交付金の交付及び②農業収入の減少が助成対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付の事業を行います。

3 食糧の需給及び価格の安定のために行う事業

①主要食糧及び輸入飼料の売買等並びに②これらに関する事業（例：生産者等による自主的な需給及び価格の安定のための取組みに対する政策的助成）を行います。

○ 食料安定供給特別会計の補正予算の概要

食料安定供給特別会計の平成19年度補正予算においては、米緊急対策の実施及び水田・畑作経営所得安定対策のうち生産条件不利補正対策に係る交付金の交付見込額の増加等に対応する必要から一般会計からの繰入額を194億円追加計上しています。

○ 歳入及び歳出の概要（平成19年度補正予算）

農業経営安定勘定

農業経営安定勘定の補正予算の概要については、生産条件不利補正対策に係る特定対象農産物の生産量が増加等することから、農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金の追加等を行っています。

米管理勘定

米管理勘定の補正予算の概要については、米価の安定を緊急に図るため、生産出荷団等が実施する米の飼料処理に対する一部助成等を追加するとともに、既定経費の修正減少を行っています。

調整勘定

農業経営安定事業生産条件不利補正対策交付金に要する財源の農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費等を追加するとともに、既定経費の修正減少を行っています。

食料安定供給特別会計に関するお問い合わせ先 総合食料局総務課特別会計調整係 (代表) 03-3502-8111 (内線) 4008
